入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年7月17日
分任支出負担行為担当官
海上自衛隊補給本部管理部長　村越　靖晃
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13
1　調達内容
⑴　品目分類番号　22
⑵　購入等件名及び数量
X線テレビ装置、胃集検診用（ディジタル式）２組
⑶　納入期日　平成28年２月26日
⑷　納入場所　仕様書のとおり。
⑸　入札方法　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する金額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数が生じた場合は切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のうち「D」以上の等級に格付けされ、競争参加資格を有する者であること。
⑷　薬事法で定める必要な届出を行っている者であること。
⑸　日本国内で調達物品の検査を行うため、日本国内に検査設備及び要員等を確保でき、分任支出負担行為担当官の実施する検査の立会いに応じられる者であること。
⑹　契約担当官等から一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止又は随意契約における業者選定の停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項の示す場所、仕様書の交付場所及び問い合わせ先
〒114―8565 東京都北区十条台１―５―70
海上自衛隊補給本部管理部契約課契約係
平井　祐志　電話03―3908―5121　内線5657
⑵　入札書の受領期限　平成27年９月７日17時00分
⑶　開札の日時及び場所　平成27年９月８日13時30分　海上自衛隊補給本部入札室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望される者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、分任支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると分任支出負担行為担当官が判断した資料を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無
5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Yasuaki Murakoshi, the Construct Officer, Director of Administration Department, Maritime Materiel Command, Japan Maritime Self Defense Force.
⑵　Classification of the products to be procured : 22
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : The stomach for group medical examination, X-ray Television Apparatus (Digital Type) 2 set
⑷　Delivery period : 26 February 2016
⑸　Delivery place : According to the specification.
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.
②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
③　Have Grade D and over of Sale of Product in the whole country area in terms of the qualifications for participating in tenders of Cabinet Office. (Single qualifications for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015.
④　prove to have obtained license for selling a medical instrument in accordance with the Pharmaceutical Affairs Law.
⑤　The person who is not being suspended from Transactions by the request of the Ministry of Defense.
⑥　Not be the business operators that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Japanese government is continuing state concerned.
⑺　Time limit of tender : 17 : 00　7 September 2015
⑻　Time and place for tender : 13 : 30　8 September 2015 Tender room, Maritime Materiel Command, Japan Maritime Self Defense Force.
⑼　Contact point for the notice : Yuji Hirai, Contract division, Maritime Materiel Command, Japan Maritime Self Defense Force, 1―5―70 Jujodai, Kita-Ku, Tokyo, 114―8565 Japan, TEL 03―3908―5121 Ext. 5657

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年７月17日
分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第２補給処十条支処調達課長
税田　一郎
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　13
○第２号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　６、23、26
⑵　購入等件名及び数量
事務用品（事務用消耗品及び什器）（Webカタログ方式（通信販売方式））　一式
品目及び購入予定数量は、入札説明書の品目リストによる。
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期間　入札説明書による。
⑸　納入場所　入札説明書による。
⑹　入札方法　次のとおりとする。
入札は、入札金額に納入に要する一切の費用を織り込んだ上で、入札説明書で示す、それぞれの事務用消耗品及び什器の単価を記載し、総価で入札する。
なお、入札説明書に定める提出書類を提出すること。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された品目ごとの単価に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）に提示する品目ごとの予定数量を乗じて算出した額の品目リストごと（カテゴリーごと。）の合計額及び総価をもって落札価格とする。
なお、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第15条において準用する法第10条各号（第11号を除く。）に該当する者でないこと。
⑵　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。